

医療用麻薬の廃棄における課題と 対応の現状調査報告②

一般社団法人 日本保険薬局協会
医療制度検討委員会

2026年2月

調査概要

■ 目的：医療用麻薬の応需実績と麻薬小売業者間譲渡の運用状況等を把握するため

■ 内容：全16問（小問含む設問数29）／回答所要時間20分

① 薬局の基本情報

② 薬局の訪問実績・無菌調剤実績、麻薬取扱在庫・廃棄状況について

③ 麻薬小売業者間譲渡許可申請について

④ 医薬品卸の配送状況について

■ 対象：保険調剤業務を取り扱う薬局として、麻薬小売業者免許取得かつ1年以上運営している薬局

■ 方法：オンラインWEB調査 1薬局1回答

■ 回答期間：2025年11月4日（火）～2025年12月5日（金）

■ 回答数：5,019薬局（24.1%）*

▶ * NPhA正会員の薬局数：20,799薬局（2025年11月17日現在）

* 対象薬局を厳密に除外は困難であるため、NPhAの正会員の薬局数を分母として計算

■ 実施主体：日本保険薬局協会 医療制度検討委員会

■ 倫理審査：日本薬局学会倫理審査委員会 受付番号25011

調査結果 Summary

麻薬小売業者免許を持つ薬局の1年間の麻薬の廃棄金額の平均は1店舗当たり23,057円であるが、回答があった4,903薬局の廃棄金額の合計は年間で約1.1億円、全国の薬局数に換算すると年間で約14億5千万円の医療用麻薬が廃棄され、社会的損失に繋がっている可能性がある。

また、廃棄金額が年間10万円を超える薬局は全体の8.6%であった。

薬局間譲渡許可の届出率は41.6%で、そのうち譲渡実績のある薬局は46.0%であった。制度に関して、薬局の91.7%が「譲渡できる薬局が事前に届出した薬局間にものみ限定されていること」を課題と認識し、さらに34.9%が「申請書類の作成及び申請が手間」と回答、29.9%が「卸から譲り受けて90日以上経過してから」という条件に課題を感じていた。また、都道府県独自の許可基準による距離・時間・事業者数の制限について、53.1%の薬局が課題であることが明らかになった。

今後、在宅、無菌、がん薬物治療連携等のニーズがより一層見込まれる中で、患者への安定供給と医療資源の適正活用の観点から、麻薬であることの一定の規制は守りつつ、より柔軟な薬局間譲渡の制度改正の必要性が示唆された。医薬品流通に係る関係者や、厚生労働省等と実態を共有し課題解決に向けた活動に努めていく。

医療用麻薬の流通の合理化について
—厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会—

医療用麻薬の流通の合理化について

厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会において、医療用麻薬の流通に関する課題や意見が議論された。

背景・課題

- 麻薬は、がん性疼痛等に有用である一方、濫用により濫用者本人のみならず社会に対しても悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、麻薬及び向精神薬取締法上、①麻薬の卸売・小売等の事業者は都道府県知事による免許制とした上で、都道府県を跨ぐ麻薬の流通を原則禁止し、当該都道府県の下で一元的に事業者を監視・指導したり、②供給の段階から使用の段階への一方通行の流通を原則としたりすることで、流通を厳格に管理している。
- 他方、例えば以下のような状況が、医療用麻薬の効率的な流通等の観点から課題との指摘がある。
 - 麻薬及び向精神薬取締法上、麻薬卸売業者は、同一都道府県内の卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者にしか麻薬を譲り渡すことができない。例えば、県境付近に所在する麻薬卸売業者であっても、同一県内の麻薬小売業者等にしか譲り渡すことができない。
 - 麻薬小売業者が麻薬処方箋の所持者以外の者に麻薬を譲り渡すことや、麻薬診療施設の開設者が患者への施用以外の目的で麻薬を譲り渡すことは、原則禁止。医療用麻薬が有効に活用されることなく不動在庫が廃棄されている。
- 令和3年の麻薬及び向精神薬取締法施行規則改正では、医療用麻薬の流通の合理化を図るべく、麻薬小売業者間の譲渡要件の緩和等を行った。
- また、近年、医療用医薬品の安定確保が重要な課題と位置づけられ、医療上必要不可欠であって、汎用され安定確保が求められる医薬品についてはその対策が議論されている。

主な意見

- 隣接する都道府県間での医療用麻薬の流通について検討するのであれば、その見直しによって厳格・適正な管理が形骸化することがないように慎重に対応することが必要である。
- 県境を越えた麻薬卸売業者の麻薬の譲渡について検討してほしい。品目数の増加により在庫不足や廃棄が増える傾向にある。また、麻薬卸売業者間の県境を越えた同一法人内における届出等を行った上で、譲渡・譲受を可能とする方向で検討いただきたい。

麻薬小売業者（薬局）の記載なし

2

医療用麻薬の流通の合理化

麻薬小売業者においても、不動態在庫の影響は廃棄による手間、行政立会の負担、返品出来ない仕組みについては同等である

関係団体等への意見聴取

- 医薬品医療機器制度部会にて提示した課題に関する実態やニーズ等を把握するため、関係団体・学会等から伺った主な意見を整理すると、以下のとおり。

① 麻薬卸売業者による都道府県を越えた麻薬小売業者等への譲渡について

- 麻薬卸売業者が都道府県を越えて麻薬の取扱をすることに異論はないが、それに伴う混乱や麻薬の供給能力が低下することは避けてほしい。
- 現行の都道府県内の麻薬卸売業者からの譲渡による支障はないが、県境付近の施設や、使用量が少なく卸売業者に在庫がないもの等は麻薬の流通の改善が期待できるかもしれない。
- 麻薬の流通の実態について調査をした上で、将来的な課題として取り組む必要がある。
- 麻薬の事故への対応は都道府県が行っているが、都道府県をまたぐことで対応に温度差が出る懸念がある。

麻薬卸売業者

② 麻薬の不動態在庫の解消と、例えば、麻薬診療施設を含めた譲渡の必要性等について

- 麻薬診療施設を含めた譲渡が可能になっても、譲渡可能ところが限られるため、不動態在庫の減少はそれほど期待できない。
- 特定の患者に継続処方される麻薬は、転院先の麻薬診療施設等への譲渡交渉が行いやすく、不動態在庫の減少が期待できる。一方で、それ以外の条件下での譲渡は、譲渡受の際の事故等のリスクも懸念される。
- 不動態在庫の影響は、廃棄による手間が生じることにある。行政も立会いによる負担が大きいのではないか。
- 麻薬の使用頻度の少ない麻薬診療施設では、麻薬の譲渡ができれば箱単位での購入の必要がなくなり、廃棄を減少できる。
- 麻薬の流通の一方通行により、返品ができない仕組みになっているので、是非返品できるようにしてほしい。

麻薬診療施設

医療用麻薬の流通の合理化

2025年薬機法改正により、麻薬の出荷停止等により医療用麻薬の供給不安のおそれがある場合の**麻薬卸売業者から隣接都道府県の麻薬卸売業者等への融通**や、**回収の必要が生じた場合**の他の医薬品と同様の経路での**回収が可能となる範囲での麻薬の譲渡**が可能となった。

検討の方向性（案）

医療用麻薬の安定的な供給及び流通の合理化の観点から、以下の方向で検討することとしてはどうか。

- 医療用麻薬の安定的な供給の確保を図るため、一定の場合に限定して、**麻薬卸売業者は、隣接する都道府県の区域内にある麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者に対して、麻薬の譲渡を行うことができることとする。**
- 他の医薬品と同様の経路での回収等を行えるようにするため、**麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者は、麻薬を譲り渡した者等に対して、当該麻薬の回収等のための譲渡を行うことができることとする。**

**麻薬卸売業者による
麻薬の隣接県への譲渡が可能に
(一定の場合に限定)**

**自主回収等の場合のみ
麻薬小売業⇒麻薬卸売業者への
譲渡が可能に**

薬局における医療用麻薬 廃棄状況

《統計解析》

- Welchの t 検定 : 2つの平均を比較する際に、分散や人数が異なる場合でも使える検定方法。 P値<有意水準0.05 (有意差あり)
- 効果量 (Cohen's d) : コーエンズ・ディー。 Welchの t 検定で得た平均の差が「どれくらい大きい」を数値で示す。
d値 = 0.2未満はごく小さい効果、 0.2-0.49は小さい効果、 0.5-0.79は中くらいの効果、 0.8以上は大きい効果。
- 分散分析 (ANOVA) : アノヴァ。 3つ以上のグループの平均に差があるかどうかを検定する。 P値<有意水準0.05 (有意差あり)
- 効果量 (η^2) : イータ二乗。 ANOVAで説明された「効果の大きさ」を示す指標。 η^2 値 = 0.01は小さい効果、 0.06は中くらいの効果、 0.14は大きい効果。

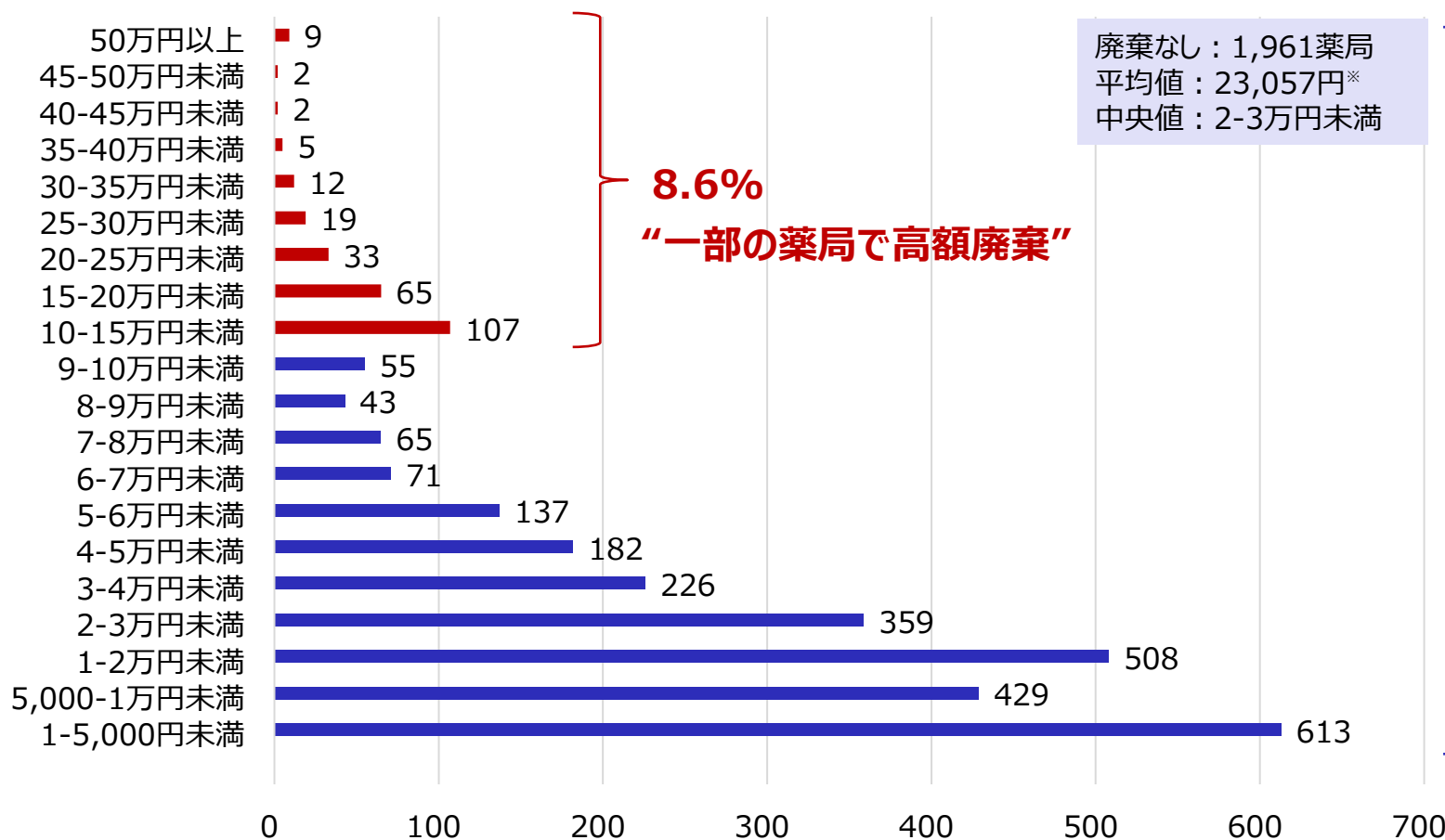
麻薬廃棄金額

麻薬小売業者免許を持つ薬局の1年間の麻薬の廃棄金額の平均は1店舗当たり23,057円であるが、回答のあった4,903薬局の合計金額は年間で約1.1億円であり、全国で換算すると年間約14億5千万円規模の医療用麻薬が廃棄され、社会的損失に繋がっている可能性がある。また、年間10万円を超える店舗は全体の8.6%であった。

問.直近1年間の麻薬廃棄金額をお教えてください。(※廃棄金額：薬価×廃棄数量)

(N数=4,903薬局)

直近1年間の廃棄金額



約1.1億円廃棄
 “全国では…
 約14億5千万円”

参考) (N数=5,019薬局)
 麻薬加算算定回数×麻薬加算(70点)
 ⇒平均24,717円/年※麻薬廃棄金額と同等

※本報告書に記載の平均値は、各項目の幅の中央値を代表値とし、加重平均により算出しています。

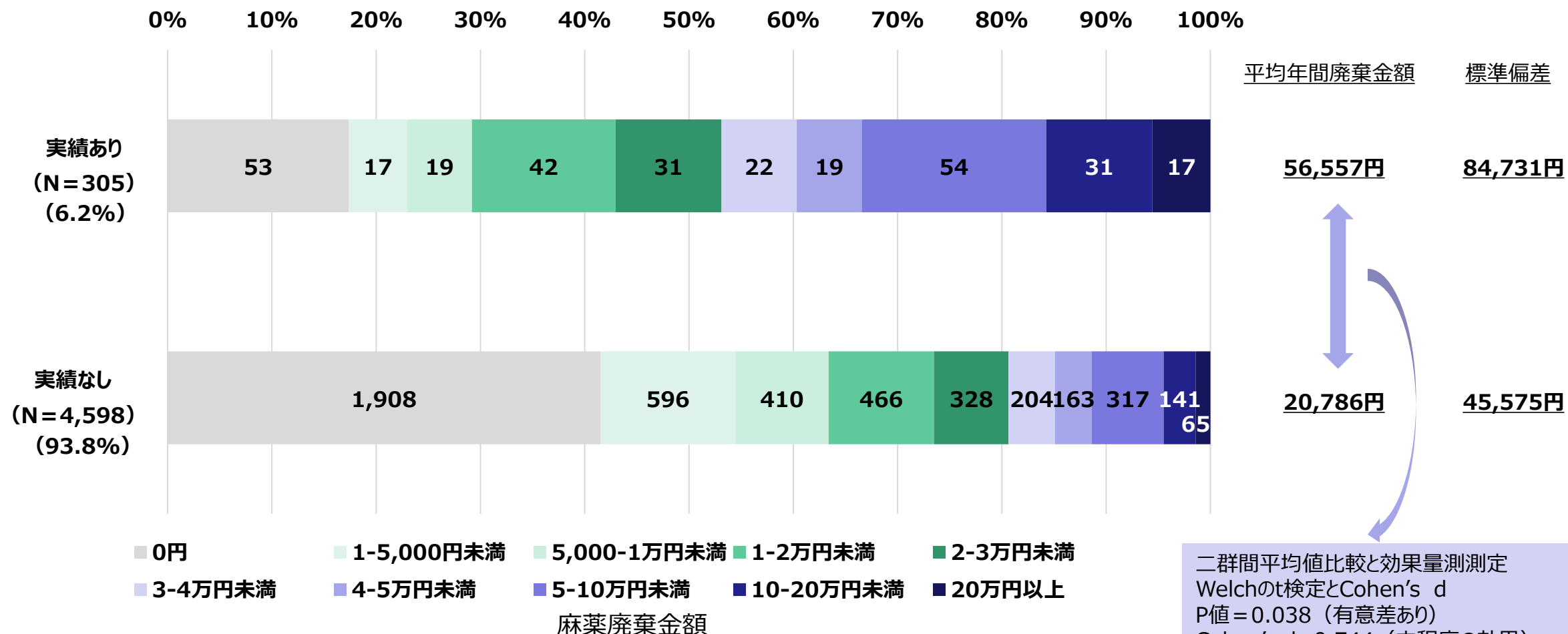
※廃棄のない1,961薬局も含めた平均値

無菌製剤処理加算有無×麻薬廃棄金額

無菌製剤処理加算の実績がある薬局の方が、麻薬年間廃棄金額が高い傾向にあった。

■無菌製剤処理加算の算定実績の有無と廃棄金額

(N数=4,903薬局)



※本報告書に記載の平均値は、各項目の幅の中央値を代表値とし、加重平均により算出しています。

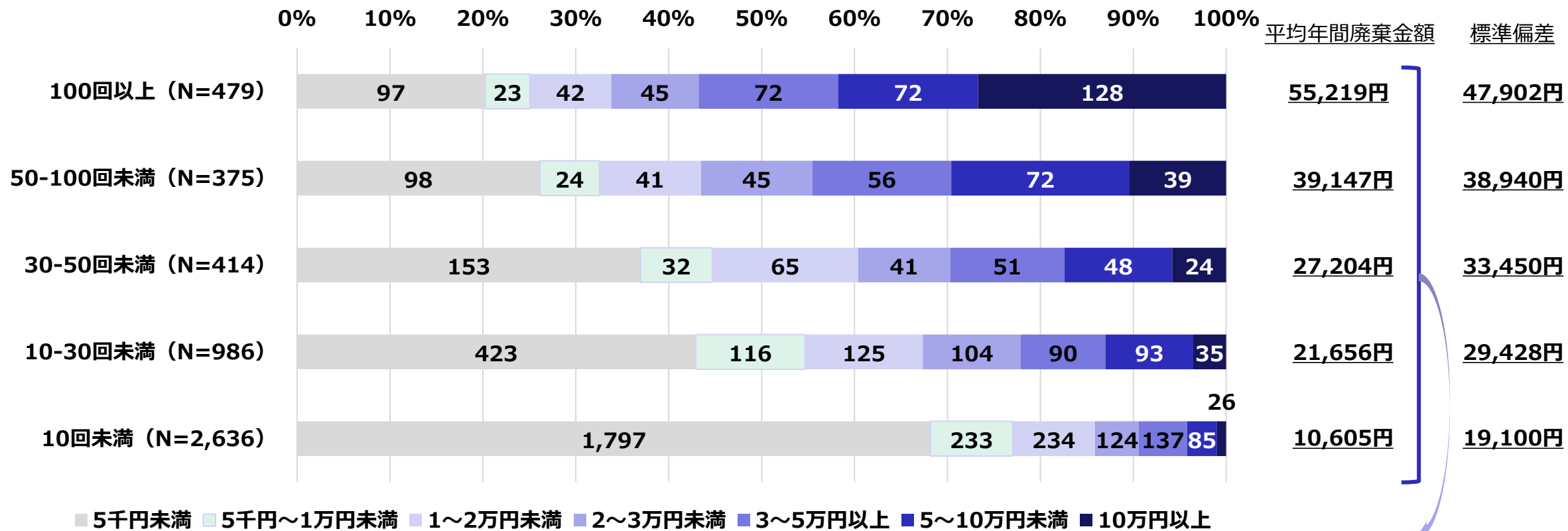
麻薬加算×麻薬廃棄金額

麻薬加算の算定回数が高い薬局ほど、麻薬年間廃棄金額も高い傾向がみられた。

■ 麻薬加算の実績×麻薬廃棄金額

(N数=4,890薬局)

直近1年間の麻薬加算の算定回数



麻薬廃棄金額

群間平均値比較と効果量測定
分散分析 (ANOVA) と効果量 (η^2) 算出
F値 = 1.67 P値 = 0.0018 (有意差あり)
 $\eta^2 = 0.087$ (中程度の効果)

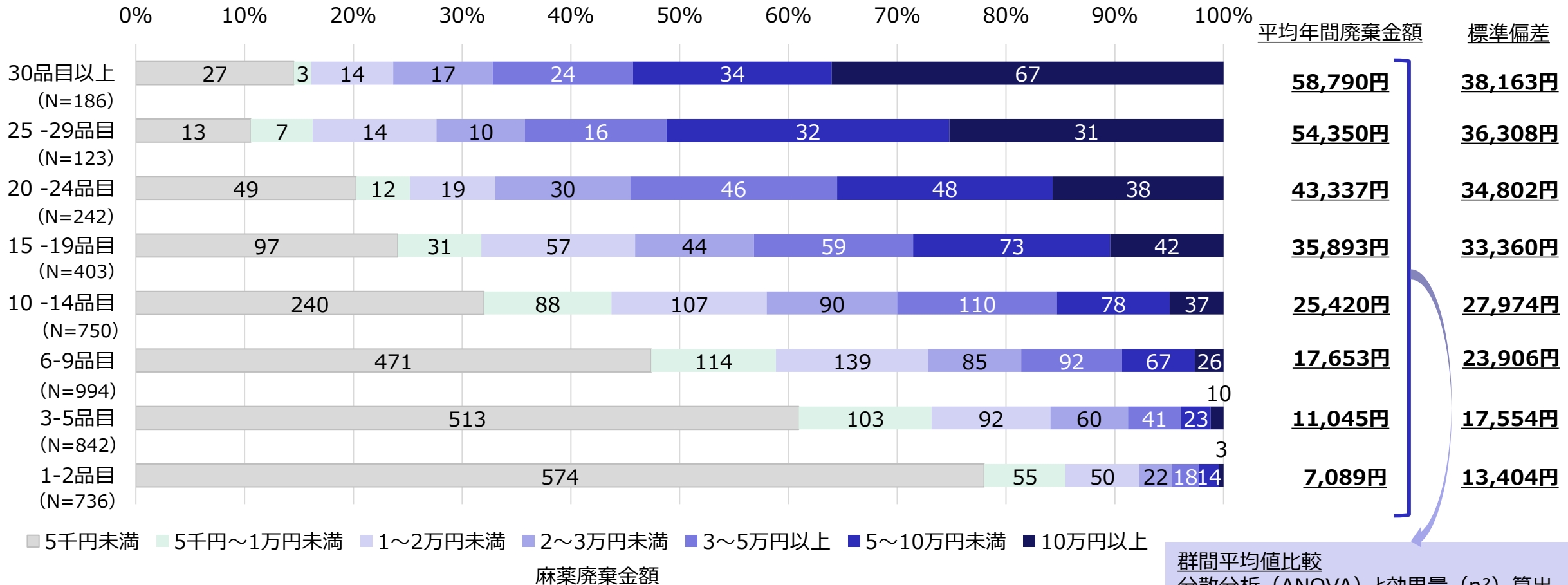
※本報告書に記載の平均値は、各項目の幅の中央値を代表値とし、加重平均により算出しています。

麻薬在庫品目×麻薬廃棄金額

取扱麻薬在庫品目が多い薬局ほど、麻薬年間廃棄金額も高い傾向がみられた。

■ 取扱麻薬品目数×麻薬廃棄金額

(N数=4,276薬局)



群間平均値比較
分散分析 (ANOVA) と効果量 (η^2) 算出
F値 = 2.07 P値 = 0.004 (有意差あり)
 $\eta^2 = 0.06$ (中程度の効果)

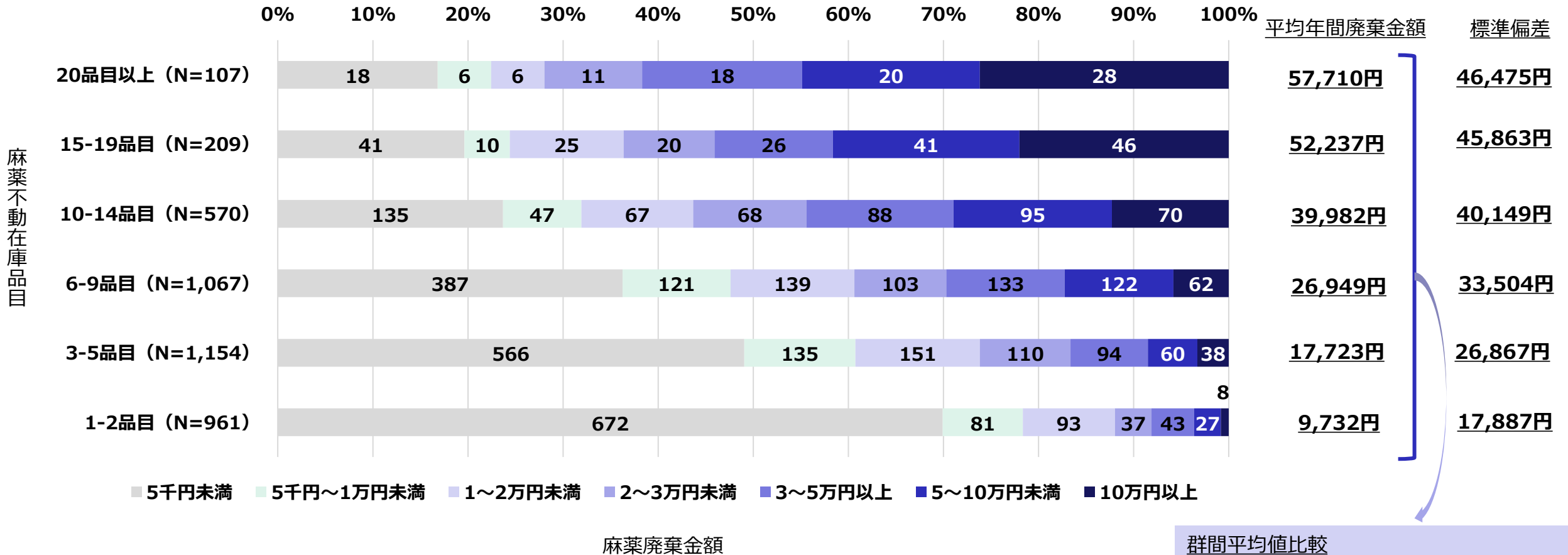
※ 取扱麻薬品目数が1品目以上の回答店舗で集計
※ 本報告書に記載の平均値は、各項目の幅の中央値を代表値とし、加重平均により算出しています。

麻薬不動態在庫品目×麻薬廃棄金額

麻薬の不動態在庫品目が多い薬局ほど、麻薬年間廃棄金額も高い傾向がみられた。

■ 麻薬不動態在庫品目数×麻薬廃棄金額

(N数=4,068薬局)



群間平均値比較
分散分析 (ANOVA) と効果量 (η^2) 算出
F値 = 2.53 P値 = 0.032 (有意差あり)
 $\eta^2 = 0.19$ (大程度の効果)

※麻薬不動態品目数が1品目以上の回答店舗で集計

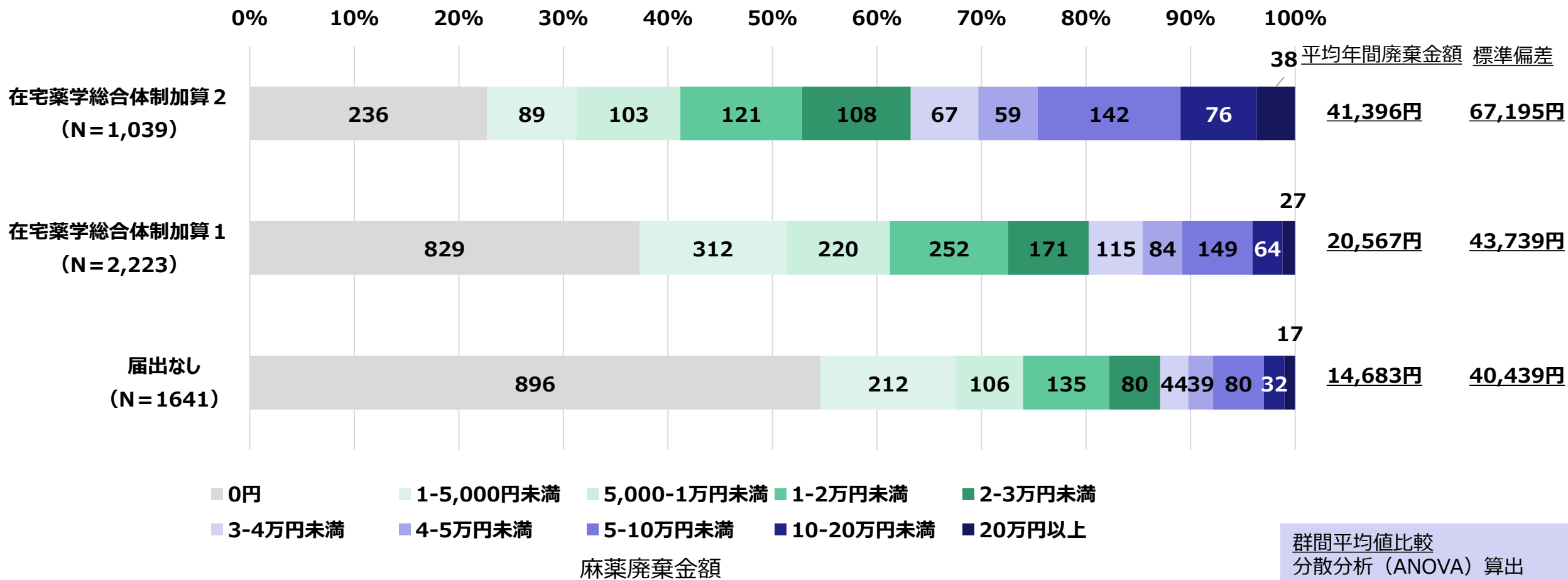
※本報告書に記載の平均値は、各項目の幅の中央値を代表値とし、加重平均により算出しています。

在宅薬学総合体制加算×麻薬廃棄金額

在宅薬学総合体制加算の届出において、麻薬年間廃棄金額の平均値は加算2、加算1、届出なしの順で高い傾向にあったが、有意差は確認されなかった。

■在宅薬学総合体制加算届出別×廃棄金額

(N数=4,903薬局)



※本報告書に記載の平均値は、各項目の幅の中央値を代表値とし、加重平均により算出しています。

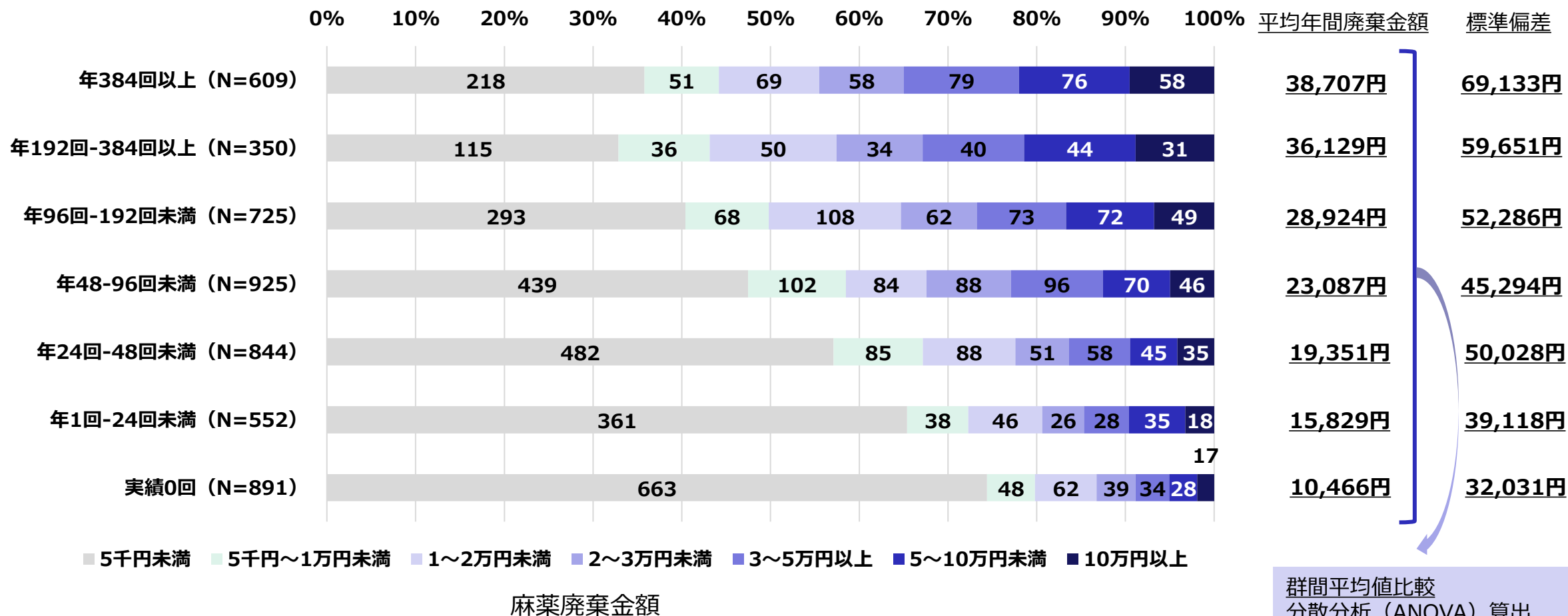
在宅訪問指導回数×麻薬廃棄金額

「在宅患者訪問薬剤管理指導料」と「居宅療養管理指導費」の算定回数が増えるほど、麻薬の年間廃棄金額の平均値は高い傾向にあったが、有意差は確認されなかった。

■ 在宅訪問指導回数×麻薬廃棄金額

(N数=4,896薬局)

薬局における在宅訪問指導算定回数(個人宅&施設)



群間平均値比較
分散分析 (ANOVA) 算出
P値 = 0.12 (有意差なし)

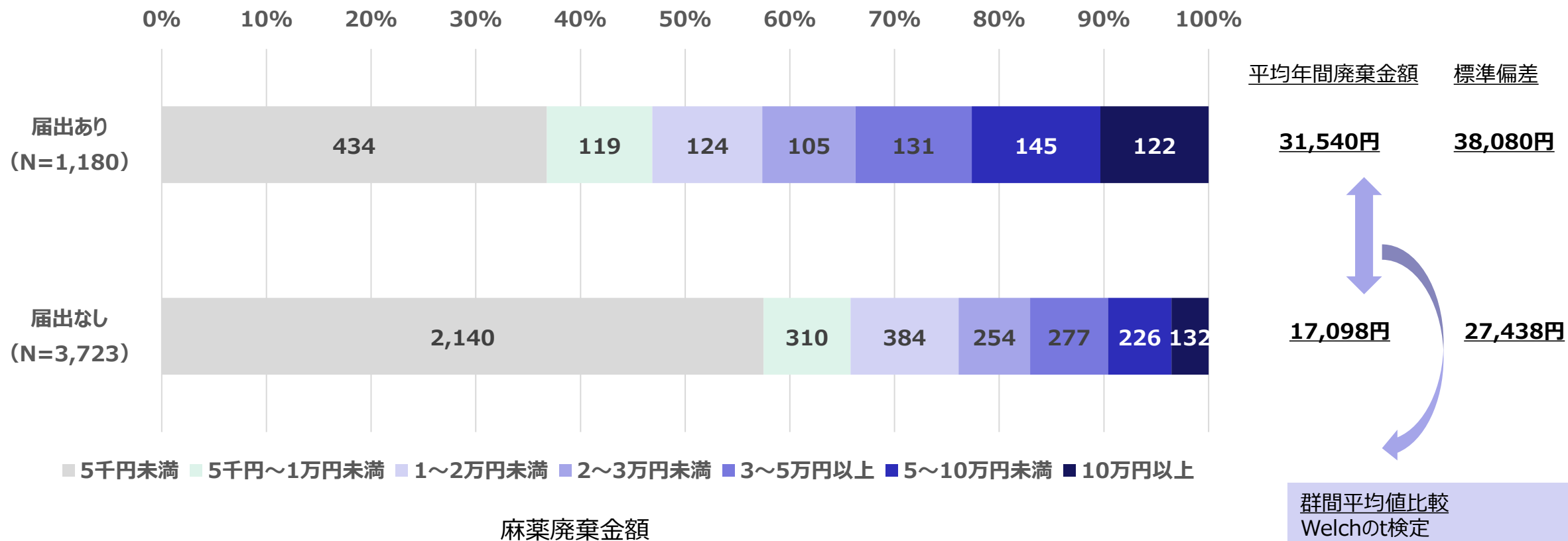
※本報告書に記載の平均値は、各項目の幅の中央値を代表値とし、加重平均により算出しています。

特定薬剤管理指導加算2×麻薬廃棄金額

特定薬剤管理指導加算2を届出している薬局の方が、麻薬年間廃棄金額の平均値は高い傾向にあったが、有意差は確認されなかった。

■ 特定薬剤管理指導加算2届出有無×麻薬廃棄金額

(N数=4,903薬局)



結果の解釈

クロス分析をした結果、標準偏差（平均値からのバラつき）が大きいことから、医療機関から応需する処方箋の処方内容に大きく影響を受けることが示唆されるが、今回調査した無菌の実績有無と、麻薬実績が、麻薬廃棄金額に与える影響度を可視化すると下記の通りであった。

■ 麻薬廃棄金額への影響度を円グラフで示したもの

無菌製剤処理
加算：実績あり

麻薬加算
算定実績

麻薬廃棄金額 大

効果量（Cohen's d）と η^2 の数値を影響度としてグラフ化したもの
Cohen's d \approx 0.74は $\eta^2 = 0.12$ に相当

参考) 使用期限切れ麻薬廃棄の流れについて

麻薬廃棄届へ
必要事項を記載

保健所へ連絡
立会日決定※

麻薬廃棄届提出
保健所職員立会いのもと
廃棄

麻薬帳簿へ
必要事項記載

麻薬廃棄届

免許証の番号	第 ○○ 号	免許年月日	○年 ○月 ○日
免許の種類	麻薬 ○ 者 氏 名	○○	
麻薬業務所又は麻薬の所在場所	所在地 ○○○○		
	名称 ○○薬局		
廃棄しようとする麻薬	品名	数量	
	○錠5mg	10錠	
	○テープ8mg	14枚	
	○坐剤10mg	10個	
廃棄の年月日	令和○年○月○日		
廃棄の場所	○○		
廃棄の方法	放 流		
廃棄の理由	古くなったため、		
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。			
	年 月 日		
住 所	〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕		
	届出職務者続柄		
氏 名	〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕		
○ 職 名			
○ 保 護 者 氏 名	保健所長 殿		
※ 麻薬帳簿を持参してください。		連絡先電話番号	()



薬局



電話にて
廃棄日時
調整



保健所



薬局



保健所職員

立会いのもと
麻薬廃棄



薬剤師

品名			○○錠10mg			単位	錠	容量	
年	月	日	受入	払出	残量	備考 (患者氏名、譲受の相手方(営業所名等)、製品番号等)			
○	○	○			50				
○	○	○		30	20	期限切れのため廃棄			
						廃棄届出年月日(○年○月○日)			
						立会者(○○保健所麻薬取締員)実施者名			

**麻薬を廃棄する際には、
薬局薬剤師および保健所職員の人員コストが発生**

※使用期限切れの麻薬の廃棄は、保健所ごとに対応が異なります。

「麻薬取締員が薬局に来てその場で廃棄するケース」と「麻薬を持参し、保健所で廃棄するケース」があります。

麻薬小売業者間譲渡許可申請

麻薬小売業者間譲渡について

- 卸から納品した麻薬であり、90日以上譲渡譲受がない麻薬が店間移動出来るようになった。
- ※麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令が交付（令和4年4月1日から施行）

【麻薬小売業者間譲渡の対象ケース】

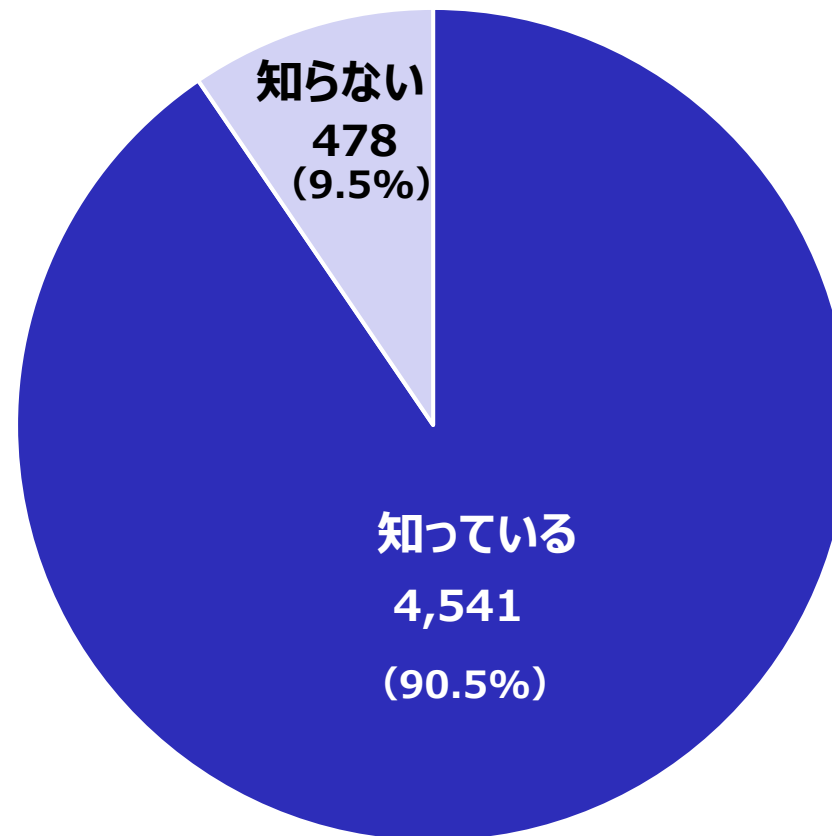
1. 麻薬小売業者が自らの麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応出来ない場合に限り、当該不足分を近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受すること
- 2. 麻薬小売業者が麻薬卸売業者から譲受した麻薬であり、一定の条件のもと90日以上譲受譲渡がない場合において、近隣の麻薬小売業者間で譲渡・譲受すること**

麻薬小売業者間譲渡許可申請について

医療用麻薬を譲渡譲受できる制度の認知度は約9割であった。

問. 麻薬小売業者間で事前の申請により医療用麻薬を譲渡譲受できることを知っていますか？

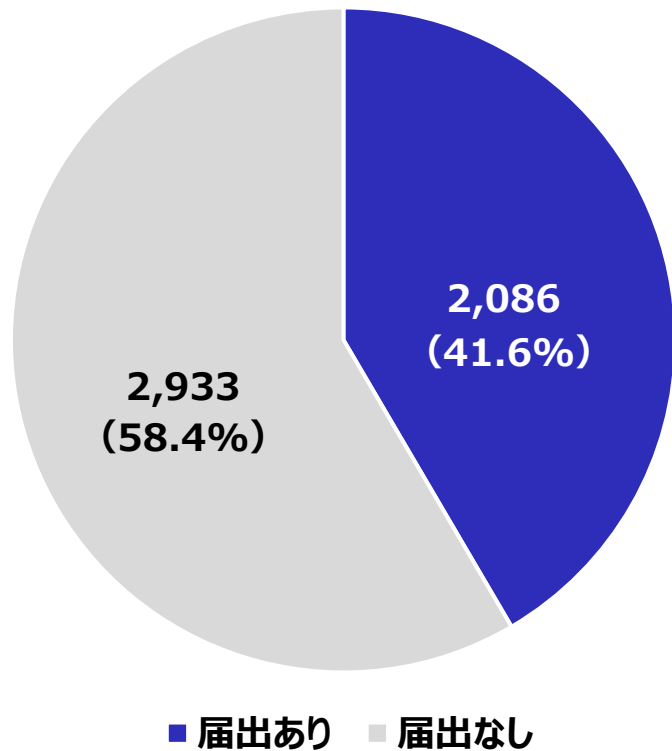
(N数=5,019薬局)



麻薬小売業者間譲渡許可の届出と薬局間譲渡の頻度

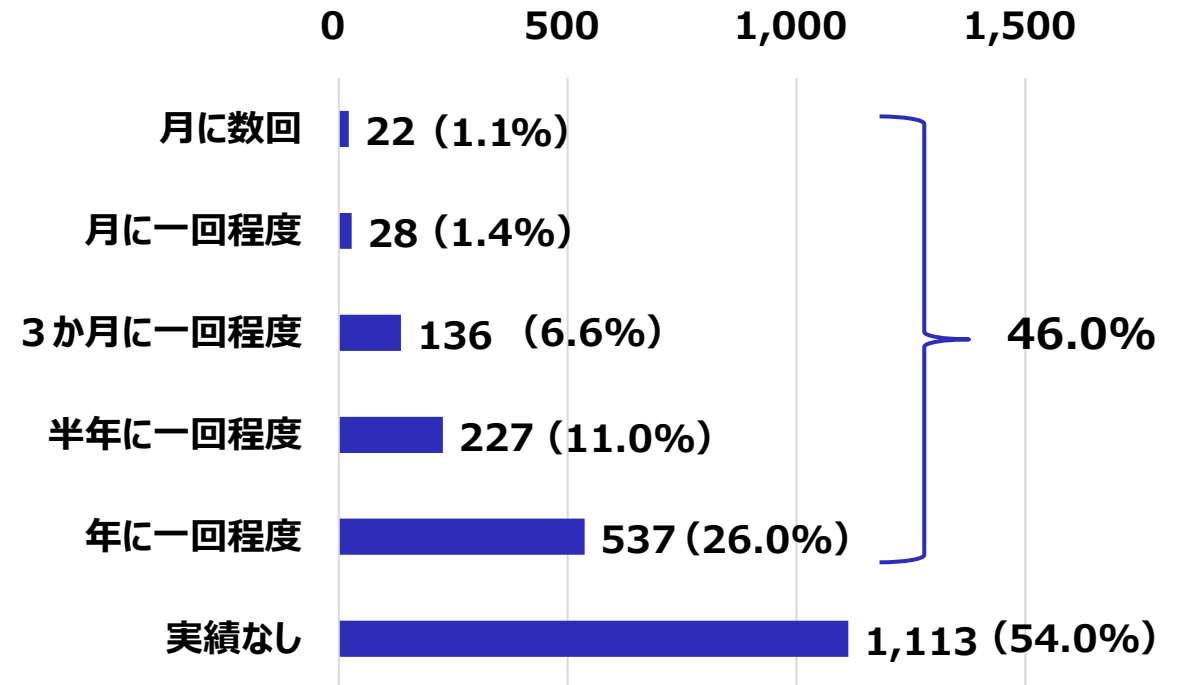
全体の41.6%の薬局で麻薬小売業者間譲渡許可の届出がされており、実際に譲渡実績がある薬局はそのうち46.0%であった。

■ 麻薬小売業者間譲渡許可の届出 (N数=5,019薬局)



■ 届出をしている薬局の譲渡の頻度

(N数=届出をしている2,063薬局)
※回答不可除く

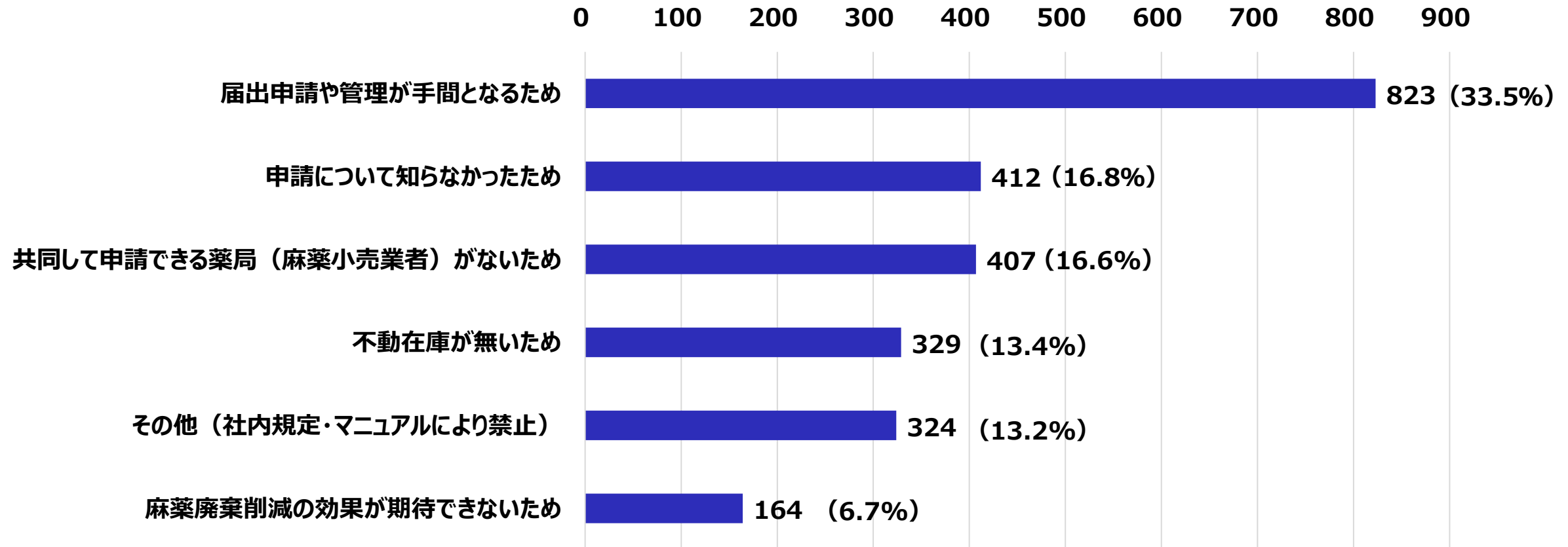


麻薬小売業者間譲渡許可の届出をしていない理由

麻薬小売業者間譲渡許可の届出をしていない理由では、「届出申請や管理が手間となるため」と回答した薬局が823薬局（33.5%）が最多となった。

■届出をしていない理由

(N=麻薬小売業者間譲渡許可の届出をしていない2,459薬局)



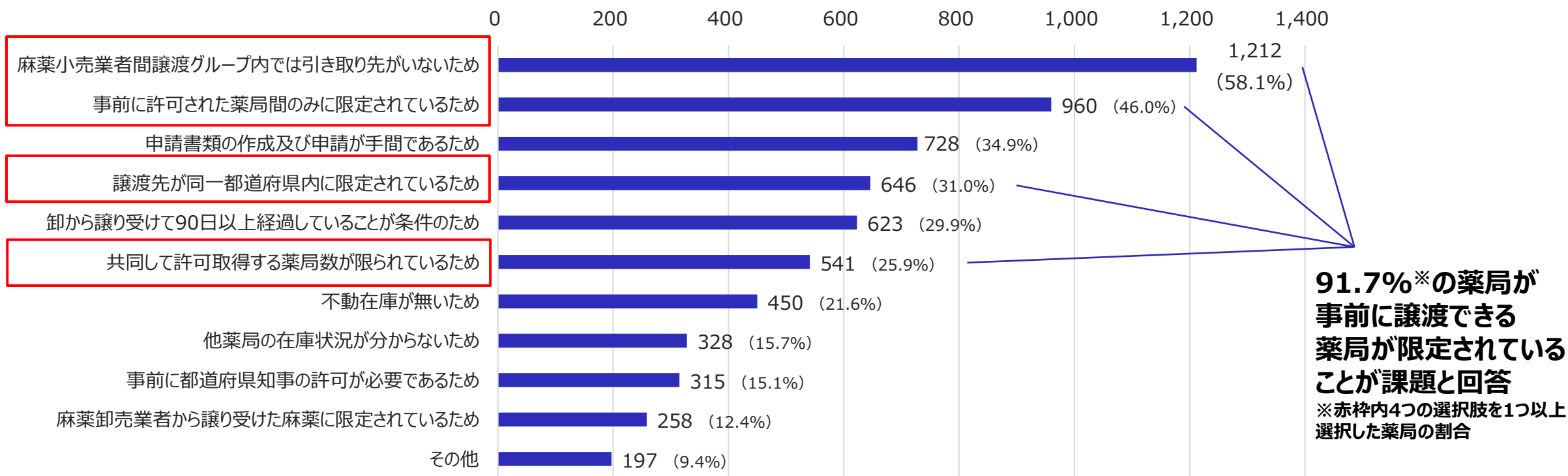
麻薬小売業者間譲渡をしたいが出来ない理由

麻薬小売業者間譲渡に関して、調査対象薬局の91.7%が「譲渡可能な薬局が、事前に届出を行った薬局間に限定されている点」を課題として認識していた。また、「申請書類の作成及び申請に負担がある」と回答した薬局は34.9%、「卸売業者から譲受後90日以上経過していることが要件とされている点」に課題を感じている薬局は29.9%であった。

これらの結果から、制度要件および手続面における運用上の課題が認識されている状況が示された。

問.譲渡したいが出来ない理由（優先度の高い3つを選択）

(N=麻薬小売業者間譲渡許可の届出をしている2,086薬局)



**91.7%※の薬局が
事前に譲渡できる
薬局が限定されている
ことが課題と回答**
※赤枠内4つの選択肢を1つ以上
選択した薬局の割合

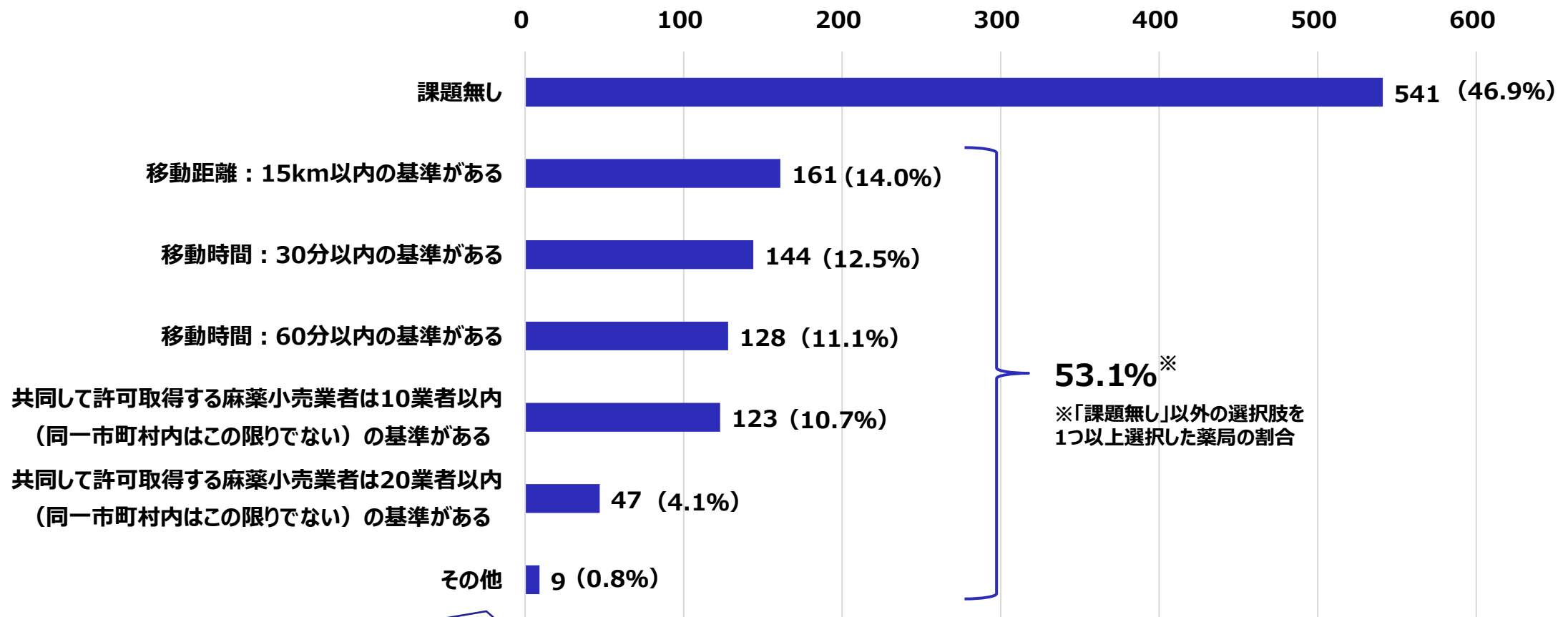
- 郵送の制約：郵送ができず、直接持ち込まないといけないため

麻薬小売業者間譲渡許可申請の制度面での課題（都道府県）

都道府県が個別に設ける許可申請項目により、53.1%の薬局が距離・時間・事業者数制限に関する課題があると回答している

■ 麻薬小売業者間譲渡許可申請時において、都道府県ごとの審査基準における課題（複数回答可）

(N=譲渡許可届出を出している2,086薬局のうち、本設問に「分からない」と回答した1,150薬局を除いた936薬局)



53.1%[※]
※「課題無し」以外の選択肢を1つ以上選択した薬局の割合

● その他の内容：隣接する市に限り譲渡可

都道府県別の許可基準による主な課題

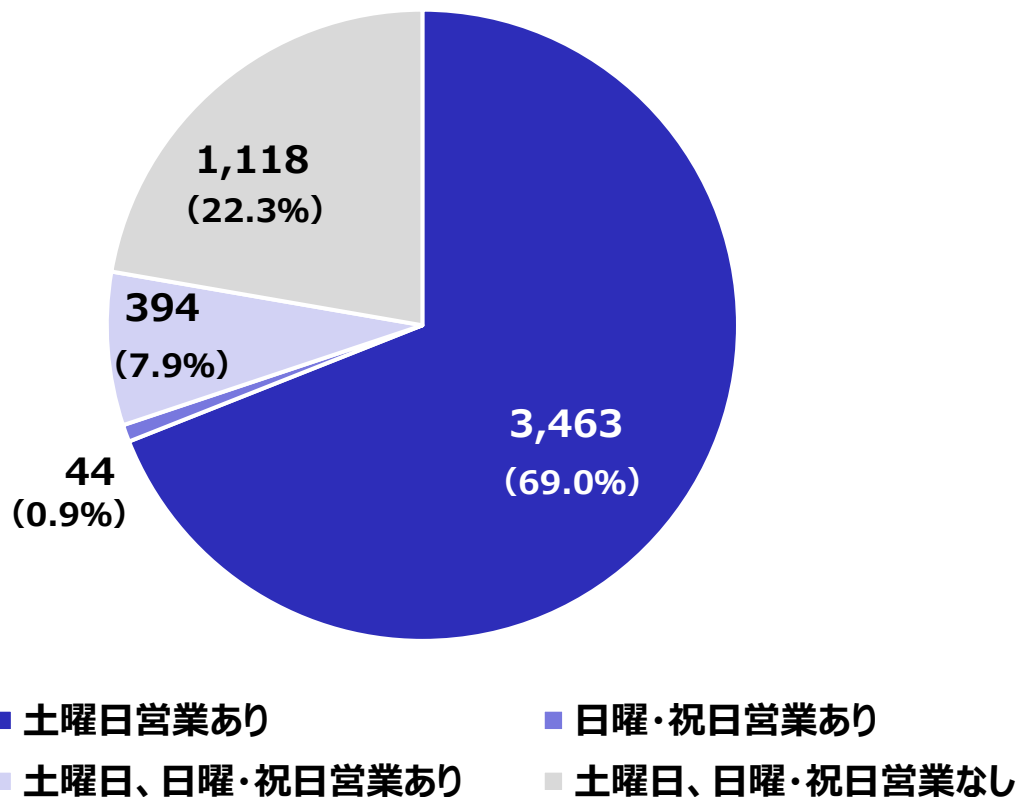
都道府県名	許可の基準
東京都	区市町村（都内に限る）をまたいで 麻薬小売業者 が申請する場合は、 10業者まで とし、麻薬小売業者間の 移動時間は30分以内 （移動手段は不問）
神奈川県	原則10業者まで、移動時間30分以内
埼玉県	申請者の麻薬業務所の所在地が市町村をまたぐ場合は、 麻薬小売業者の数は原則10 （各業務所間の 距離（道のり）は15Km以内 ）
群馬県	市町村をまたいで麻薬小売業者が申請する場合は、原則として 10業者まで とし、麻薬小売業者間の 移動距離は30分以内 （移動手段は不問）
長野県	市町村をまたいで麻薬小売業者が申請する場合には、 10業者以内 であり、麻薬小売業者間の 移動時間がおおむね30分以内
愛知県	市町村をまたいで麻薬小売業者が申請する場合は、 10業者まで とし、麻薬小売業者間の 移動時間は60分以内 （移動手段は不問）
京都府	申請できる麻薬小売業者数： 20業者以内 各麻薬業務所間の移動時間： 概ね60分程度
広島県	市町（広島県内に限る）をまたいで麻薬小売業者が申請する場合は、 麻薬小売業者の数、麻薬小売業者の業務所間を移動するのに要する時間等 を踏まえる。
徳島県	近隣の麻薬小売業者間で譲受・譲渡することが可能

医薬品卸の配送状況

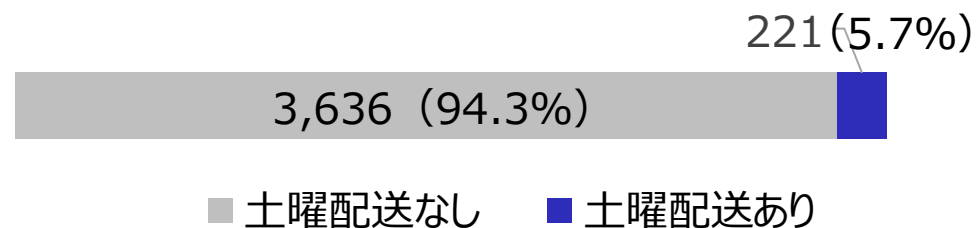
医療用麻薬における医薬品卸の配送状況

土曜日営業している3,857 薬局のうち、3,636 薬局（94.3 %）は土曜日の麻薬配送がなく、日・祝営業している 438 薬局のうち、421 薬局（96.1 %）は日・祝の麻薬配送がないという結果であった。

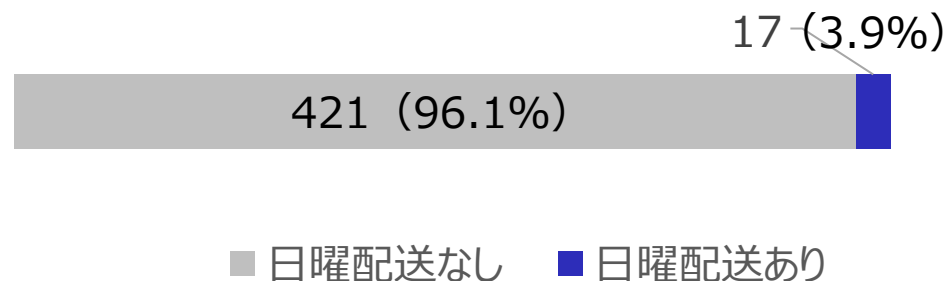
■ 薬局の土・日・祝_営業状況 (N数=5,019薬局)



■ 土曜日の麻薬配送状況 (N数=土曜日営業3,857薬局)



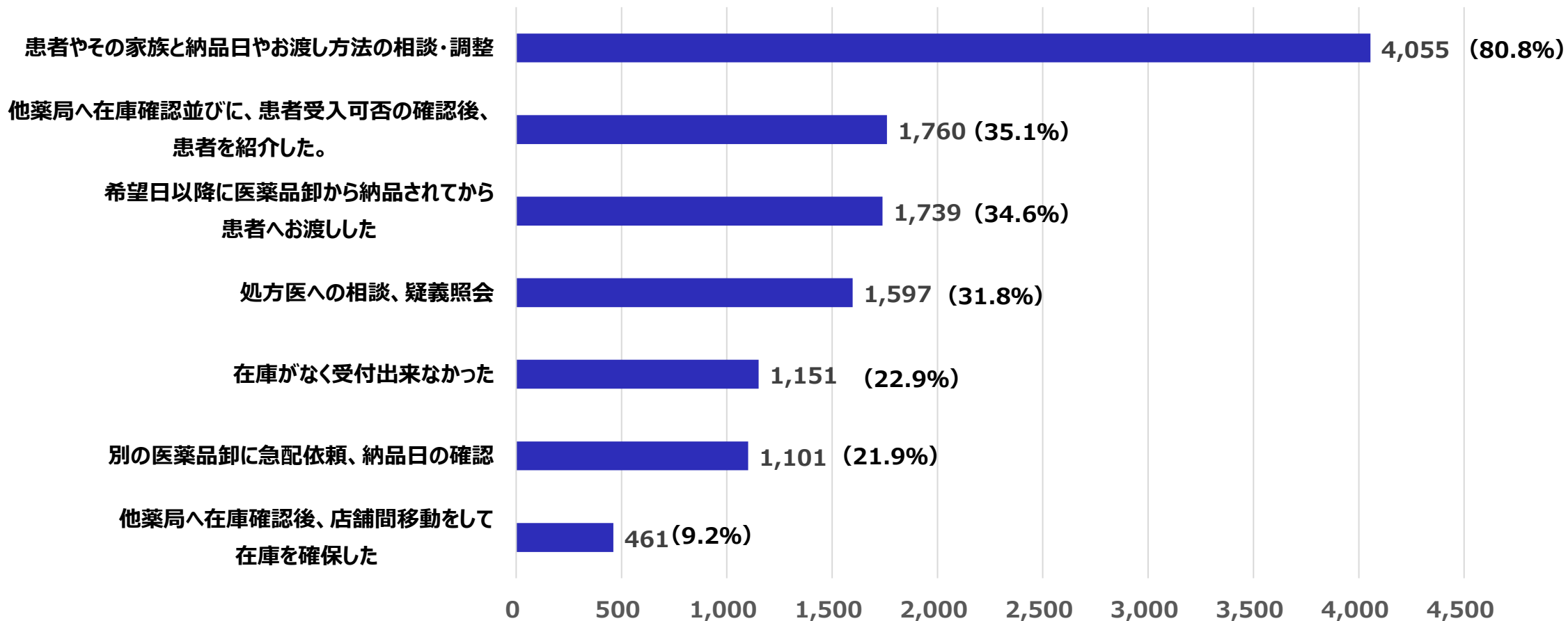
■ 日・祝の麻薬配送状況 (N数=日・祝営業438薬局)



医療用麻薬が医薬品卸から希望日に納品できない場合の患者様対応

医療用麻薬が医薬品卸から希望する日に配送されなかった場合の対応として、「患者や家族との納品日調整」（80.8%）や「他薬局への在庫確認・患者紹介」（35.1%）など、患者への影響を軽減するための対応が多く行われていることが確認された。本設問は配送希望日に対応できなかった場合の対応を尋ねたものであり、薬局における実務的な調整対応の実態が示された。

問.医療用麻薬が医薬品卸から希望する日に配送対応（定期配送、急配）いただけない場合、貴店ではどのように対応しましたか？（複数回答可） (N数=5,019薬局)



薬局の医療用麻薬 廃棄の現状と課題

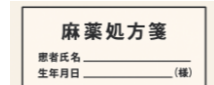
“全国の薬局に換算すると
約14億5千万円の医療用麻薬が廃棄”



特定の機能を持つ薬局ほど
廃棄額が高い傾向



無菌製剤
処理



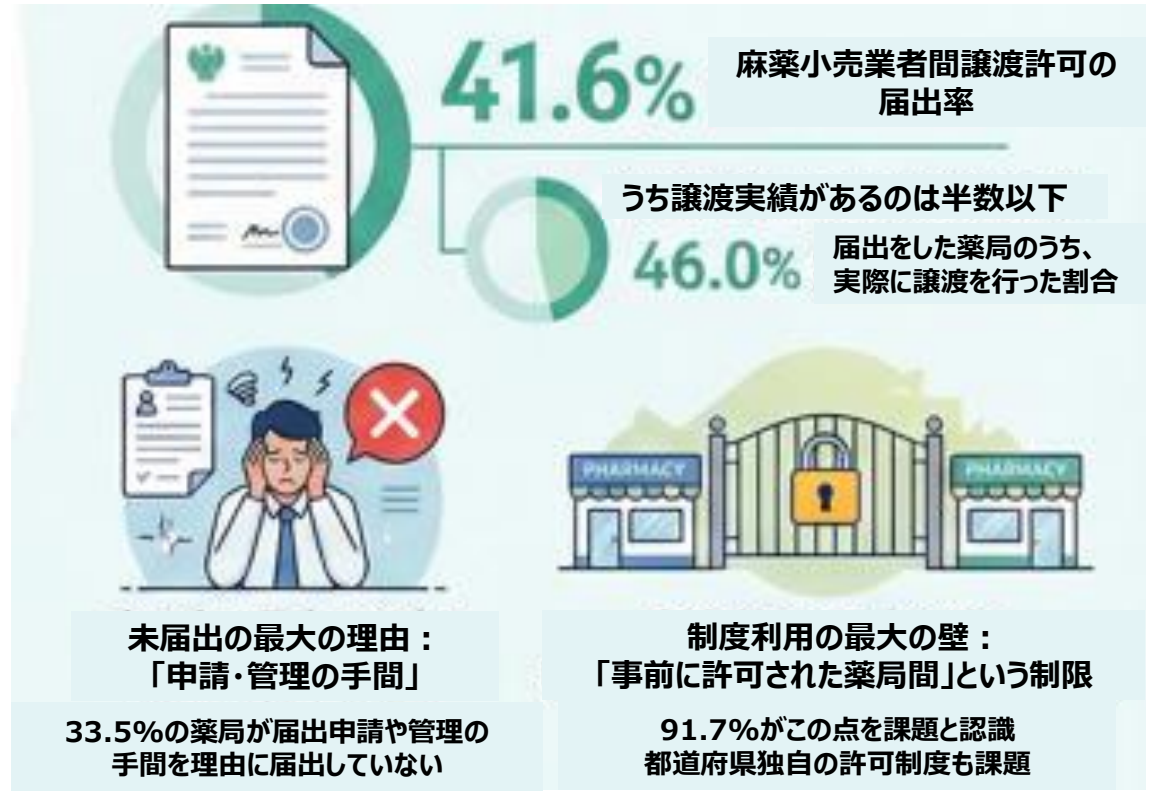
麻薬処方箋
患者氏名 _____ (様)
生年月日 _____ (様)

麻薬加算
回数

廃棄額
増加



「2025年薬機法改正」
卸間の融通は改善も…
薬局の在庫管理問題は残る



調査結果から示唆された制度上の課題

- ・麻薬小売業者間譲渡の届出の「事前登録制」
- ・麻薬卸売業者から納品されてからの「90日ルール」
- ・都道府県独自のローカルルール
- ・未開封品でも返品不可



Nippon Pharmacy Association

日本保険薬局協会